

飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

飯田市長 牧野光朗

飯田市条例第12号

飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する 条例

飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年飯田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条中「定める地区（以下「周辺地区」という。）は、別図のとおり」を「条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、商業地域及び近隣商業地域に接する区域内において、市長が指定する地区」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により周辺地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。周辺地区を変更し、又は周辺地区の指定を解除したときも、同様とする。
別図を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。